

第3回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和2年4月3日(金)
午後3時00分～
場 所 本庁舎13階 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 市主催イベント・行事等の開催基準と市有施設の休館について

(2) 各局からの周知事項

3 その他

4 閉 会

議題（1）

本市主催のイベント・行事等の開催基準と市有施設の休館について

1 現在の対応

令和2年2月26日開催の「第1回高松市感染症対策拡大本部会議」において、国の専門家会議の内容や他都市の事例を参考に適用期間を3月15日までとした、本市主催のイベント・行事等の開催基準を策定した。その後、この基準の適用期間の終期を3月31日、4月5日と2度にわたり延長している。

また、市有施設については、3月4日開催の「第4回高松市感染症対策拡大本部会議」において、3月15日まで一部休館を決定し、イベント・行事等開催基準と同様に、その期限を延長している。

2 今後の対応（案）

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した提言内容や本市の現状（令和2年4月2日現在、市内感染者：1名）を踏まえ、本市主催のイベント・行事等の開催基準を見直すとともに、一部の市有施設の休館についても、開催基準の見直しに併せ、休館期限を延長する。

【主な見直し内容】

(1) 3つの条件が同時に重なる場の回避

専門家会議の提言の中で、「3つの条件が同時に重なる場」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）を徹底的に回避することが示されているため、このことについて、開催基準の「基本的な考え方」に規定する。

(2) 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

専門家会議の提言の中で、地域の感染状況（3区分）に応じ、各自治体において対応を判断するよう提言がなされ、本市における状況は、3区分のうち、「感染確認地域」とであると判断した。

「感染確認地域」では、屋内で50人以上が集まる集会・イベントへの参加は控えることなど、具体例が示されたことから、開催基準のうち、判断基準②を、次のとおり見直すこととする。

(見直し前)

② 参加者が、不特定かつ多数(おおむね100人以上)のもの

(見直し後)

② 屋内の開催で、参加者が多数(おおむね50人以上)のもの

※ 見直し後の開催基準（案）：別添1のとおり

(3) 見直し後の適用基準

見直し後の基準については、令和2年4月6日から令和2年4月26日まで、適用するものとする。

また、現在、一部の市有施設について、4月6日まで休館としているが、見直し後の基準の適用期間の終期に併せ、当該施設の休館期限を4月26日まで延長する。

※ 現在、休館している市有施設の一覧：別添2のとおり

高松市主催のイベント・行事等の開催基準

令和2年4月3日

1 基本的な考え方

本市主催のイベント・行事等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国が示す「3つの条件が同時に重なる場」(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる)を徹底的に回避する対策は、不可欠である。

このことを踏まえた上で、本市主催のイベント・行事等について、次のいずれかの事由(判断基準)に該当する場合は、原則、中止又は延期をするものとし、中止又は延期が困難である場合は、感染防止対策を講じた上で、規模を縮小して開催する。

(判断基準)

- ① この時期に実施する必要性(緊急度)が低いもの
- ② 屋内の開催で、参加者が多数(おおむね50人以上)のもの
- ③ 参加者相互の距離が十分に取れず、会話などが一定時間以上続くもの
- ④ 高齢者や糖尿病・心不全等の基礎疾患がある人が多く参加するもの

※ なお、会議等を開催しない場合は、必要に応じ、書面表決などの手法を検討すること。

2 開催する場合の感染防止対策

- (1) 発熱等の症状がある者へ参加自粛の要請を行うこと。
- (2) マスクの着用など、咳エチケットを徹底すること。
- (3) 会場にアルコール消毒液等を設置すること。
- (4) 参加者間の距離(おおむね1~2m以上)をとり、近距離での会話や発声を避けること。
- (5) 屋内での開催の場合は、定期的に換気を実施すること。

※ なお、会場の規模に応じ、適切な参加者数により開催するものとし、できる限り、開催時間の短縮に努めること。

※ 全国的に統一的な対応が求められる場合や関係機関等の了解が必要な場合など、本市独自の判断で開催の可否を決定することが困難な場合なものについては、個別の事情を踏まえて、開催の可否を決定する。

3 基準の適用期間

この基準の適用期間は、令和2年4月6日から令和2年4月26日までとする。

従前の「高松市主催のイベント・行事等の開催基準」の適用は、令和2年4月5日までとする。

4 基準の見直し

感染者の発生状況や国又は県が示す感染症拡大防止対策等を踏まえ、適宜、この基準の内容や適用期間について、見直すものとする。

新型コロナウイルス感染の拡大防止のために一部休館となる施設

令和2年4月3日 現在

文化施設

対象施設等	休館期間	問い合わせ先		備 考
		窓 口	Tel	
高松市美術館（こどもアートスペース、特別展内体験コーナー、美術図書コーナー）	3月5日～4月26日	高松市美術館	087-823-1711	展覧会は開催 (3月31日～4月5日は臨時休館、なおカフェは営業)
塩江美術館（常設展示室内図書コーナー）	3月5日～4月26日	塩江美術館	087-893-1800	展覧会は開催
中央図書館 （閲覧席、視聴覚ブース、インターネットコーナー）	3月5日～4月26日	中央図書館	087-861-4501	図書の貸出・返却・予約等の対応のみ実施
夢みらい図書館 （閲覧席、インターネットコーナー）				
牟礼図書館 （閲覧席、インターネットコーナー）				
香川図書館 （閲覧席、インターネットコーナー）				
国分寺図書館 （閲覧席、インターネットコーナー、学習室）				
瓦町サテライト（閲覧席）				
高松市香南歴史民俗郷土館（図書室）	3月5日～4月26日	香南歴史民俗郷土館	087-879-0717	図書の貸出・返却対応のみ実施
菊池寛記念館（研究・閲覧室の図書コーナー）	3月5日～4月26日	菊池寛記念館	087-861-4502	常設展、郷土ゆかりの作家コーナーは公開実施

新型コロナウイルス感染の拡大防止のために一部休館となる施設

令和2年4月3日 現在

スポーツ施設

対象施設等	休館期間	問い合わせ先		備 考
		窓 口	Tel	
高松市総合体育館（トレーニング室）	3月3日～4月26日	高松市総合体育館	087-822-0211	
高松市香川総合体育館（トレーニング室）	3月3日～4月26日	高松市香川総合体育館	087-879-8000	
高松市牟礼総合体育館（トレーニング室）	3月3日～4月26日	高松市牟礼総合体育館	087-845-7060	
高松市屋島競技場「屋島レクザムフィールド」 （トレーニング室）	3月3日～4月26日	高松市屋島競技場 「屋島レクザムフィールド」	087-802-7350	

医療保健福祉施設

対象施設等	休館期間	問い合わせ先		備 考
		窓 口	Tel	
瓦町健康ステーション（フィットネスルーム）	3月2日～4月26日	高松市瓦町健康ステーション	087-812-7532	
ふれあい福祉センター勝賀（機能回復訓練室、教 養娯楽室・健康相談室・生活相談室）	3月2日～4月26日	ふれあい福祉センター勝賀	087-882-6950	
庵治地域保健活動センター	3月2日～4月26日	庵治地域保健活動センター	087-870-3426	
香川地域保健活動センター	3月2日～4月26日	香川地域保健活動センター	087-879-8833	
香南地域保健活動センター	3月2日～4月26日	香南地域保健活動センター	087-879-7331	
国分寺地域保健活動センター	3月2日～4月26日	国分寺地域保健活動センター	087-874-8209	
塩江地域保健活動センター	3月2日～4月26日	塩江地域保健活動センター	087-893-0440	
高松市庵治ほっとぴあん（健康増進機器室、娯楽 室）	3月17日～4月26日	高松市庵治ほっとぴあん	087-871-2534	

新型コロナウイルス感染の拡大防止のために一部休館となる施設

令和2年4月3日 現在

児童・福祉施設

対象施設等	休館期間	問い合わせ先		備 考
		窓 口	Tel	
こども未来館（プラネタリウム、プレイルーム・みんなのひろば）	3月5日～4月26日	こども未来館	087-839-2571	
高松市地域子育て支援拠点「にこにこキッズセンター」（交流の場）	3月9日～4月26日	子育て支援課	087-839-2354	地域の子育て関連情報の提供・相談事業のみ実施
高松市地域子育て支援拠点「さわやかキッズセンター」（交流の場）	3月9日～4月26日	子育て支援課	087-839-2354	地域の子育て関連情報の提供・相談事業のみ実施

学校・教育施設

対象施設等	休館期間	問い合わせ先		備 考
		窓 口	Tel	
高松市生涯学習センター（視聴覚ブース）	3月13日～4月26日	高松市生涯学習センター	087-811-6222	